

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年6月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1500012 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1500002 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 8 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 8 年 5 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、11 万円から 26 万円とする。

平成 8 年 5 月から同年 11 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A 社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。そのため、調査して請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間の標準報酬月額は、当初請求者が主張する 26 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日 (平成 8 年 12 月 27 日) の後の平成 9 年 1 月 8 日付けで、平成 8 年の定時決定が取り消された上、平成 8 年 5 月 1 日に遡って 11 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者と同様に平成 9 年 1 月 8 日付けで、平成 8 年 5 月 1 日に遡って標準報酬月額の引下げが行われている被保険者が 11 名いることが確認できる。

さらに、複数の同僚が、請求期間当時に A 社は業績が悪く給与の遅配があった旨陳述している。

一方、請求者は、自身が A 社の社会保険事務担当者であった旨陳述しているものの、請求者及び複数の同僚は、社会保険手続において、請求者は権限がなかった旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 9 年 1 月 8 日付けで行われた遡及減額処理は事実即したものと考えるのが難しく、請求者について平成 8 年 5 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、26 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500170号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和23年5月頃から昭和25年頃まで

Cに登録されたD工場に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録がない。同工場には、住み込みで昭和23年5月頃から昭和25年頃まで働いており、当時の同僚等の名前は覚えていないが、同工場に勤務していたのは間違いないので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していたとする事業所は、請求期間当時に厚生年金保険の適用事業所となっており、後にCに登録されたA社B所と考えられる。

しかしながら、A社(A社B所の後継事業所)は、請求期間当時の資料は保管しておらず、請求者のA社B所における勤務実態及び請求期間当時の厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

また、請求者は、自身と同じ職場で勤務していた同僚等の氏名を記憶していない上、A社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、請求期間当時に同社同所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したものの、いずれの者も請求者を記憶しておらず、請求者の同社同所における勤務実態を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。